

報告第 19 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 12 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区所有地の樹木生長による損害に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月11日

足立区長 近藤 弥生

足立区所有地の樹木生長による損害に関する和解について

足立区は、足立区所有の土地に隣接する土地所有者が、ブロック塀の傾き等の修復を求めている件に関して、下記により和解する。

記

- 1 相手方
足立区新田在住者
- 2 和解の要旨
別紙合意書のとおり

合 意 書

足立区(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、乙が、甲に対して、甲所有の土地(東京都足立区新田)に隣接する乙所有の土地(東京都足立区新田)上に存在するブロック塀(以下「本件ブロック塀」という。)の傾き等の修復を求めている件(以下「本件」という)について、次のとおり合意(以下「本合意」という。)した。

第1条 甲は、乙に対し、本件の解決金として、金20万円の支払義務があることを認める。

2 乙は、甲に対して、甲が指定する請求書を平成29年12月22日までに交付し、甲は、乙に対し、前項で定める解決金を平成30年1月12日限り、乙の下記口座に振込む方法によって支払う。振込手数料は甲の負担とする。

記

口座番号：

名義人：

第2条 乙は、本件ブロック塀の補修工事(本件ブロック塀の解体工事及びブロック塀の新設工事を含む。)一切を自らの費用と責任のもとで行う。

第3条 甲及び乙は、甲と乙との間には、本合意書に定めるもののほか、本件に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意の成立を証するため、本合意書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各 1 通
保有する。

平成 2 9 年 1 2 月 日

甲 東京都港区麻布台一丁目 1 1 番 9 号
B P R プレイス神谷町 6 階
東京八丁堀法律事務所
足立区代理人
弁護士 橋 本 副 孝

同 笠 浩 久

同 金 澤 嘉 明

乙 東京都千代田区

代理人
弁護士